

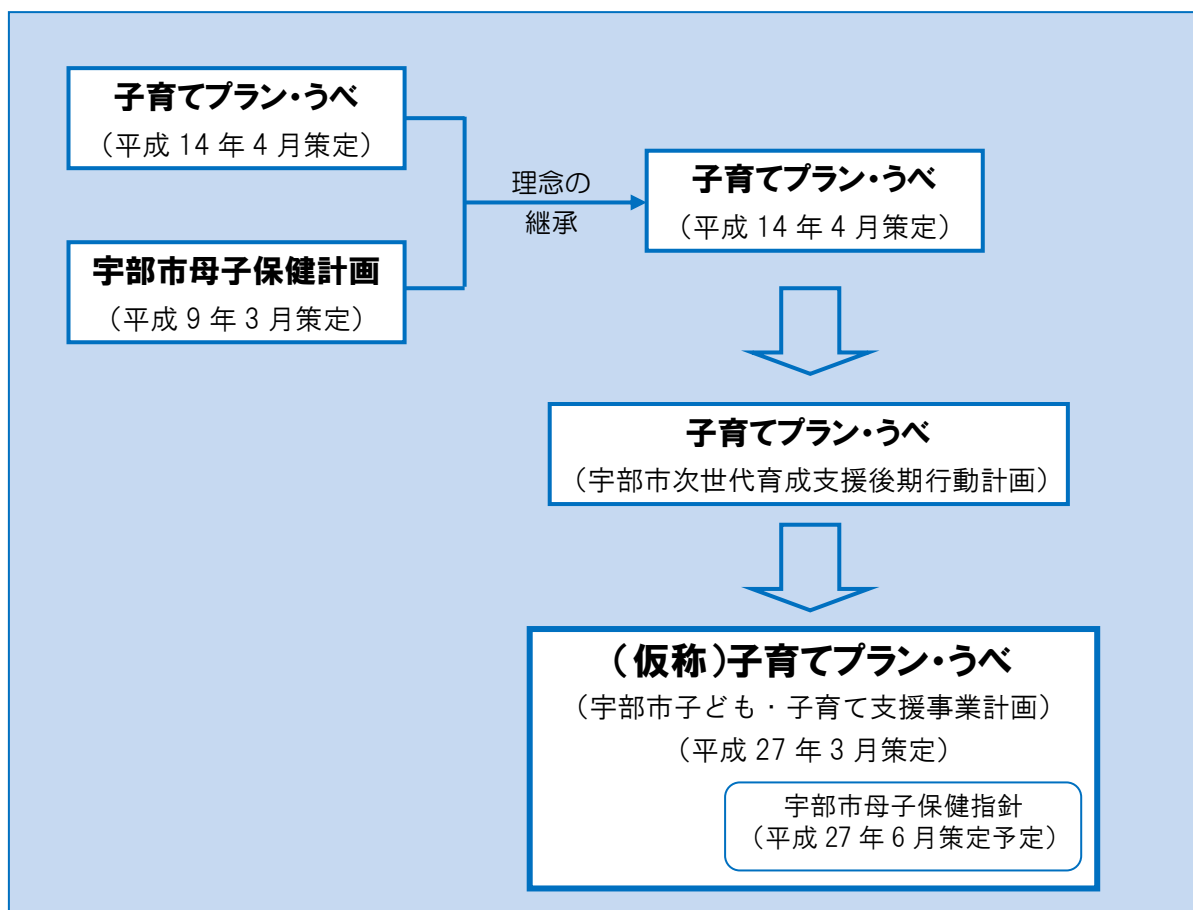
(修正・追加資料)

1-2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、本市の行動計画である「子育てプラン・うべ（宇部市次世代育成支援行動計画）」の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

本計画は、国や山口県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第四次宇部市総合計画」をはじめとする関連計画と整合を図り策定しています。

また、本計画は「宇部市母子保健計画」を継承し、21世紀の母子保健の主要な取組を提示する国のビジョンである「健やか親子21」の趣旨を踏まえて策定しています。なお、母子保健に関する施策については、「宇部市母子保健指針」を策定し本計画と一体的に取り組んでいきます。



(案 52頁)

4-2 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業	生活困窮世帯の子ども（中学生）に対し、学習会の開催や宿泊体験学習を行い、高校進学のための学力向上を図るとともに、子どもの社会的な居場所づくりとしての支援を行います。	地域福祉課
--------------------	--	-------

(案 57頁)

5-3 障害児施策の充実

① 早期発見・早期治療、早期療育体制の整備

発達障害等相談センターの設置・運営	発達障害児等に対する支援を推進するための中核的拠点として、発達障害等相談センターを設置して、相談支援や、保護者サポート、支援者の育成等を実施します。	障害福祉課
-------------------	--	-------